

事業者各位

(公社) 滋賀労働基準協会彦根・長浜支部長

低圧電気取扱業務に係る特別教育」の実施案内

平素から当支部の事業運営につき、格別のご協力を頂き厚くお礼申し上げます。

さて、ご承知の通り、労働安全衛生法第59条第3項により「低圧電気取扱業務に従事させる労働者」に対しては、安全衛生に関する特別教育を行わなければならないとされています。

つきましては、下記により“特別教育”を実施致しますので、当該業務に従事する方、若しくは予定されている方について受講されます様ご案内致します。

記

- 日時 : **令和6年 9月17日(火) 9:00~18:00**
- 会場 : **彦根勤労福祉会館 4F一大ホール**
彦根市大東町4-28 (JR彦根駅西口下車徒歩3分)
TEL: 0749-23-4141
(注) 駐車場が少なく出来る限り公共交通機関をご利用願います
- 対象者 : 「低圧電気(直流750V以下、交流600V以下)を取扱う低圧電気取扱業務
(対地電圧50V以下、電信用・電話用等で感電による危害のおそれのないものを除く)
・充電電路の敷設もしくは修理の業務
・充電電路が露出している開閉器操作の業務 の対象者
- 申込み : **7月11日(木)~9月6日(金)** 但し、定員72人になり次第締め切り
- 受講料 : (テキスト代・消費税込み) **会員:9,570円 非会員:10,670円**
*請求書到着後、上記受講料を開講10日前までにご入金願います。
*領収書は原則発行しておりませんが、必要であればHPに専用の依頼書があります。ダウンロードして申請してください。
- 教育内容 :
 - 低圧電気に関する基礎知識
 - 低圧電気設備に関する基礎知識
 - 低圧用の安全作業用具に関する基礎知識
 - 低圧活線作業及び活線の近接作業の方法
 - 関係法令
 - 【実技】**(開閉器の操作、絶縁用保護具の着用方法、充電電路の防護方法)
- その他 :
 - 教育終了後、「修了証」を交付しますので印鑑(認印)を持参願います。
 - 作業服・運動靴等、実技講習が受けられる服装で参加してください。
但し、実技では“軍手”を着用しますので必ず持参ください。
(帽子は不要です)

以上

特別教育・告示等講習会共通申込書

彦根・長浜支部主催講習専用

▶FAXで申込できます 0749-24-9245

受講を希望する「講習名」に○印をつけてください

	職長教育(12H)		新入者安全衛生教育
	職長能力向上教育		安全衛生推進者養成講習
	自由研削用といしの取替え等の業務に係る特別教育		リスクアセスメント講習
○	低圧電気取扱業務に係る特別教育		
	動力プレス機械の金型等の取付業務等に係る特別教育		
	フルハーネス型墜落制止用器具特別教育		
受講月日	初日 9月17日	～	最終日 月 日

★氏名・生年月日・住所は修了証に反映されますので楷書で正確にご記入ください。
 ・受講申し込みにあたってご記入いただく個人情報は、講習実施の目的以外に使用することはありません。

ふりがな		〒	—
氏名		現住所	
生年月日	昭和 平成 年 月 日		
※個人申し込みの場合のみ連絡先としてTELとFAXをご記入ください			
TEL		FAX	<input type="checkbox"/> FAXなし

事業所を通じて申し込み場合は、事業所についてご記入ください。(受講票・請求書・修了証などの送付先となります)

事業所名		事業所所在地	〒	—
ご担当者 連絡先	部署名	<input type="checkbox"/> 受講料は、開講10日前までにご入金ください 振込手数料はご負担願います		
	氏名	<input type="checkbox"/> 会員 <input type="checkbox"/> 非会員 ※会員・非会員が不明な時は、お問い合わせください。	お支払方法に☑を <input type="checkbox"/> 銀行振込	入金予定日
	TEL		<input type="checkbox"/> 支部事務所持参 持参の場合は要事前連絡	月 日
	FAX		円	

★受講票は請求書と共に郵送します

※開講日からさかのぼって1週間以内にキャンセルされた場合は、受講料の返金できません

【申込先・受講料納入先】

(公社) 滋賀労働基準協会 彦根・長浜支部	受講料振込先
〒522-0074 彦根市大東町5番12号 ｶｲﾈﾙ5階D号 TEL 0749-26-2340 FAX 0749-24-9245	滋賀銀行 彦根支店 普通預金 363595 名義 公益社団法人 滋賀労働基準協会 シヤ) シガロウドウキジュンキョウカイ

受講番号	
------	--